

平成 28 年 5 月 吉日

愛媛県知事 中村時広 様

愛媛県における「受動喫煙防止条例」制定のお願い

“受動喫煙ゼロ”で「愛顔をつなぐえひめ国体」に！

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末 1 丁目 3 番 9 号 703 号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail; office@uen-ehime.com

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私どもの「NPO 法人禁煙推進の会えひめ」は、喫煙の及ぼす有害性と禁煙の必要性を鑑み、禁煙推進事業に広く取り組んでいる NPO 法人で、現在、約 200 名の会員で活動しております。

さて、本県におきましては、日頃から県民の健康につきまして多分なご配慮をたまわり県民としてたいへん感謝いたしております。しかしながら、健康に多大な影響を及ぼす喫煙への対策すなわち禁煙推進に関しては残念ながら本県は後進県といわざるを得ません。職場の受動喫煙に苦しむ多くの方々の声が本会に多く寄せられております。平成 22 年、厚生労働省は、呼吸器と循環器疾患に限っても少なく見積もって年間 6,800 人という膨大な数の非喫煙者が受動喫煙で死亡していると推定しました。受動喫煙は、非喫煙者の命を奪うだけでなく、重い体調不良をもたらし、健康な人生と生活の糧を奪うという憲法の基本的人権をも脅かすものです。平成 15 年 5 月に施行された「健康増進法（受動喫煙防止法）」および平成 17 年 2 月に発効された「たばこ規制枠組条約」に従い、平成 24 年の神奈川県施行に続き、平成 25 年には兵庫県で「受動喫煙防止条例」が制定されました。しかし、飲食店業界の反対により、残念ながら県民の健康を本当に考えた完全な受動喫煙防止条例になっておりません。本県におきましては、県民の受動喫煙被害防止を第一に考え、早急にこの神奈川県や兵庫県を超える「例外なき受動喫煙防止条例」（規模に拘わらず、すべての飲食店での禁煙の徹底）を制定・施行していただきますようお願い申し上げます次第です。

平成 29 年 9 月 30 日(土)から 10 月 10 日(火)まで、この愛媛県で国体が開催されます。昭和 28 年に四国 4 県で共同開催して以来、64 年ぶりの単独開催となるということで、愛媛県におかれましても大変な準備に追われていることと思います。県の HP には「愛顔をつなぐえひめ国体」（前向きな気持ちと思いやりの心が結集した愛のある笑顔「愛顔（えがお）」でおもてなし。選手・役員や観客、運営を支えるスタッフなどみんなが愛顔でつながる国体にします。）とスローガンが掲載されています。受動喫煙防止条例のない受動喫煙被害を与えるおもてなしはこのスロ

ーガンに全く反するものになるのではないのでしょうか？そもそも、医学的に喫煙は、「ニコチン依存症と関連する全身疾患」であり、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」とされており、健康を害するタバコはスポーツに無用どころか、敵対するものです。東京では、東京オリンピックまで受動喫煙防止条例を制定すべき議論がなされております。是非とも、愛媛県でもこの国体を契機に、完全なる受動喫煙防止条例を制定していただけるように、切に切にお願い申し上げます。

ご多忙中のところ、まことに恐縮ではございますが、よろしくご検討をたまわりますようお願い申し上げます。

また、本要望に対しまして、当会員に報告いたしたいと思っておりますので、申し訳ありませんが、ご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

たばこ規制枠組条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html